

新型コロナウイルス感染症対策に係る電気料金の特別措置について

この度の新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、および生活に影響を受けている皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの影響により一時的に電気料金のお支払いが困難となるお客様に対し、以下の通り特別措置を講じることと致しましたのでお知らせ致します。

<特別措置の対象となるお客様>

新型コロナウイルス感染症の影響による休業または失業等で、各都道府県社会福祉協議会から緊急小口資金・総合支援資金の貸付を受けているお客様で、当社に特別措置のお申し出を頂いたお客様。

<特別措置の内容>

2020年10月分・11月分のご利用電気料金の支払期日を、原則として各々1ヶ月間延長致します。

<特別措置のお申し出先>

法人のお客様

新電力新潟株式会社 電力事業部

TEL 025-228-3911

受付時間 月～金曜日 10:00～17:00

※土曜日・日曜日・祝日のご対応は、休止とさせていただきます。

以上